

(目的)

第1条 この要綱は、伊仙町における空き家の有効活用を通して、町内への移住定住の促進及び地域の活性化を図るため、空き家所有者が行う住宅等の改修に要する経費に対して予算の範囲内において補助金を交付することに関し、伊仙町補助金等交付規則（昭和34年4月1日規則第3号。以下「規則」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 居住を目的として建築され、居住者がいない空き家をいう。ただし賃借又は分譲を目的として建築された建物を除く。
- (2) 移住者 島外から生活拠点を町内に変える者又は島外から生活拠点を町内に変えて1年未満の者をいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権を有し、又は当該空き家等の売却若しくは賃借等を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 空き家バンク 伊仙町空き家バンク制度実施要綱に規定する空き家バンクをいう。

(補助対象者の要件)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、この補助金の交付を申請した日において、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空き家等の所有者
 - (2) 申請者及び同一世帯人が町税等を滞納していないこと。
 - (3) 改修後に伊仙町空き家バンクに登録すること。
 - (4) 改修後、5年以上貸し出すこと。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象から除外する。
- (1) 交付決定前に改修工事を行った場合。
 - (2) 伊仙町暴力団排除条例（平成24年6月条例第12号）第2条第1項第4号及び第5号に該当する者。
 - (3) その他町長が適当でないと認めた場合。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 町内に建築されている住宅であること。
- (2) 1年以上使用されていない住宅や移住者以外の者が居住していない住宅であること。

(補助対象事業)

第5条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性の向上を目的とし、その内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに付随する備品の購入
- (2) 内装、屋根、外壁等の改修
- (3) 家財道具等の運搬及び廃棄
- (4) 屋内及び屋外の清掃(害虫駆除を含む)
- (5) 下水道接続に係る工事費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 次に掲げる工事に要する費用は、補助金の対象となる事業としない。

- (1) 公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事
- (2) 門、塀その他の外構工事
- (3) 他の補助金を利用する場合で、当該補助金制度で重複計上が認められない工事
- (4) その他補助金の交付が適当でないと認められる工事

(補助対象事業の施行業者)

第6条 補助対象事業の施行業者は、地域活性化を図ることを目的に、原則として町内に本店、支店若しくは営業所等を有する法人又は個人事業者とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、対象工事に要する費用の50パーセントに相当する額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の額が100万円を超える場合は、100万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第8条 交付対象者は、補助対象事業の着手前に、伊仙町移住定住促進空き家改修費用補助金交付申請書(別記第1号様式。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。

- (1) 改修等に要する経費の見積書の写し
- (2) 改修等住宅の位置図、改修等の内容の詳細が分かる書類。
- (3) 改修等予定箇所の現況写真
- (4) 申請者及びその同一世帯人が第4条に規定する債務を滞納していないことを証する書類(本町に納付すべき債務を除く。)
- (5) 誓約書(別記第2号様式又は別記第2号様式の2)
- (6) 所有者による申請でない場合は同意書(別記第3号様式)
- (7) 本人確認書類の写し(マイナンバーカード、運転免許証等)
- (8) その他町長が必要と認める書類

2 補助金の交付申請は、当該対象住宅につき1回限りとする。

(交付決定)

第9条 町長は、前条の申請書の提出を受けたときは、交付決定の可否等について審査するものとする。
また、その内容の審査に必要な応じて行う現地調査により、要件に適合していると認めるときは、伊仙町移住定住促進空き家改修費用補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、改修の内容及び申請書の記載内容を変更しようとするときは、伊仙町移住定住促進空き家改修費用補助金変更申請書（別記第3号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、交付決定後の補助金の増額は行わないものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、変更等の承認を決定したときは、伊仙町空き家改修費用補助金変更決定通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日いずれか早い日までに、伊仙町移住定住促進空き家改修費用補助金実績報告書（別記第5号様式）に、次に掲げる書類を添付し、町長に報告しなければならない。

- (1) 改修等に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
- (2) 改修等を実施した状況を確認できる写真
- (3) 各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 町長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査その他の調査により、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付と受けようとするときは、伊仙町移住定住促進空き家改修費用補助金交付請求書（別記第6号様式）により、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。

(補助金の交付)

第13条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 交付決定者は、補助金を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第 15 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金について、期限を定めてその全部若しくは一部の返還を命じることがある。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) 補助金の交付条件に従わないとき。
- (3) 補助金の交付後 5 年以内に移住者以外の者が対象住宅に居住することその他の事由によりこの要綱の趣旨に反すると認められるとき。
- (4) その他町長が不相当と認めたとき。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。